

- 1 公的職業訓練周知用リーフレット・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
- 2 ハロートレーニングに対する民間教育訓練実施機関からの
主なご意見・ご要望に対する回答(令和6年度下半期分)・・・P.3
- 3 「人材開発支援策」のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・P.7
- 4 あなたのスキルアップやキャリア形成を応援します！・・・・・・・・P.16
- 5 「リ・スキリング等教育訓練支援融資」のご案内・・・・・・・・P.21
- 6 奈良県立高等技術専門校職業訓練生募集案内(令和8年4月入校)



©ハロトレくん

新しいスタート
あなたの学びを全力でサポート

ハロートレーニング

ハロートレーニングは公的な職業訓練制度の愛称です



受講料は無料

新しい分野へのゼロからの挑戦や
スキルアップを目指す方も大歓迎



えらべる訓練コース

パソコンの基本操作やWEBデザイン、
医療事務、ものづくりに至るまで
介護などの資格取得が可能なコースもある



就職活動をサポート

訓練中でも就職活動をハローワークがバックアップ
就職が決まりやすく、定着しやすい



託児施設も利用できる

託児所つき訓練コース多数
訓練中の託児利用料は無料
※食事、おやつ、オムツ等については実費負担が必要

厚生労働省

奈良労働局
ハローワーク

お問合せはお住まい管轄のハローワークまで



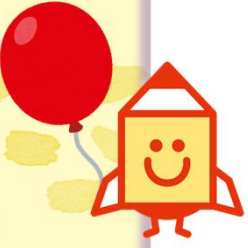
問合せは
こちら



ハロートレーニング
詳しくはこちら

※画像は全てイメージです

受講生からのメッセージ



初めての経験で、転職することへの勇気がもてました。
違う環境で生きてきた人たちの話を聞いて刺激を受け、
とても楽しかったです。

(事務系訓練受講)



職業訓練を悩んでいる人がいればやってみたほうがいい。
したいことをやって損することはないと思う。

(WEBデザイン系
訓練受講)



職業訓練の受講を迷っている人へ
迷っているというのは
気になっているということ。
迷うならやってみれば。

(介護系訓練受講)



解りやすい授業で親身になって話を聞いて相談に乗って下さったりと、とても有意義な時間を過ごすことができ、感謝でいっぱいです。まだまだ世間に知れ渡っていない制度だと思うので、沢山の方に知っていただきたいと思います。

(事務系訓練受講)



こういう訓練があることを知らなかったのが、一歩踏み出す時は勇気がいりましたが、いざ受講してみるとこれからの人生において、自分にとってはとても重要な時間となりました。

(事務系訓練受講)

ハロートレーニングに対する民間教育訓練実施機関からのご意見・ご要望に対する回答（令和6年10月1日から令和7年3月31日まで）

- ・件数 17件
※件数は、送信フォームに送付された件数であり、1つの送信フォームで複数のご意見・ご要望について記載があったものは、1件とカウントしております。
※上記の件数から、民間教育訓練実施機関からのハロートレーニングの運営や事務手続等以外のご意見・ご要望は除いております。
- ・お寄せいただいたご意見・ご要望のうち、同内容のものは集約して取りまとめております。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
1	公共職業訓練（委託訓練）	就職状況報告において、雇用契約書だけでの報告のみならず、場合によっては追加の証憑書類を認めて欲しい。（例えば、求人票や採用時の口頭では「4ヶ月以上の就職」であるにも関わらず、交付される雇用契約書によってはその事実を示すことができない場合等）	就職状況報告において、雇用形態が正社員でない場合、又は就職先事業所の確認欄に記載がもらえない場合は、報告書と併せて雇用契約書などの写しを添付していただくこととしています。この際、確認方法としては、雇用契約書のみならず、労働条件通知書の写し等についても認めているところです。引き続き、業務の運営についてご理解いただきますようお願いします。
2	求職者支援訓練	「募集定員（応募者数）の過半数に満たない場合、中止も可」とあるが、応募者が少数でも開講しなければならないことは実施施設側の負担が大きいため、「合格者数の過半数に満たない場合、中止も可」に変更してほしい。	受講希望者に対する合格通知後の訓練中止については、受講予定者に対する影響が大きいことから、取扱いを変更することが困難であることをご理解いただきますようお願いします。
3	公共職業訓練（委託訓練）	各種書類について電子化を進めてもらいたい。また、同じような情報を管理の違い（提出先の違い）というだけで複数作成する必要があるのか。	令和5年7月より事業者による電子メール申請を可能とする措置（求職者支援訓練）や都道府県に事業者の申請のオンライン化を要請（委託訓練）する等、現状の業務フローの中で電子化の取組を進めているところです。今後も、頂いた御意見も踏まえながら、引き続き業務の電子化及び効率化について検討してまいります。
4	公共職業訓練（委託訓練）	受講生が病気や怪我で欠席し、回復したとして登校した後、再度調子が悪くなり休校した場合、薬が残っていた場合等でも再度病院を受診等しないと、一旦証明がリセットされるのはいかがか。	受講者の認定に関するご意見かと思いますが、一般論として、欠席の都度当該事由を明らかにする証明が必要であり、受講者から都度の証明が著しく困難である等の相談を受けた場合、その事由を以てハローワークにご相談いただくようお願いします。
5	公共職業訓練（委託訓練）	訓練生の採用（面接）についてどのような観点で面接をされているのかを知りたい。	公共職業訓練（委託訓練）の訓練生の選考は、各都道府県の公共職業能力開発施設の判断に委ねられているため、都道府県の公共職業能力開発施設にお尋ねください。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
6	公共職業訓練（委託訓練）	公共職業訓練（委託訓練）を受講した方が「雇用契約1ヶ月半、更新なし」に就職後、間を空けず別事業所に「3ヶ月」の雇用契約で内定をしたが、それぞれ別事業所のために就職の定義（4か月以上の雇用契約）に該当しなかった。別事業所であっても修了後3か月以内に一日も間を空けず雇用保険に加入し、計4か月以上の雇用契約であれば、就職の定義に該当するようにしてほしい。	委託訓練については、求職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するための訓練を通じて、安定した再就職の実現を目的として実施しているものであることから、同一事業所における一定水準以上の雇用期間を要件としていることについてご理解いただきますようお願いいたします。
7	公共職業訓練（委託訓練）	物価や賃金の上昇を背景に訓練事業の持続可能性を確保し、質の高いサービス提供を実現するために委託単価を引き上げてもらいたい。	委託費の単価については、デジタル人材の育成促進及び訓練全体の質と量の確保の観点から、令和7年度より、受講者1人当たり月3,000円引き上げたところです。今後も、単価については、厳しい財政事情を踏まえその引上げ効果の検証も行いつつ、訓練コースの量の確保と質の担保の観点から適切な水準を維持できているのかを踏まえて検討してまいります。
8	公共職業訓練（委託訓練）	1人当たりの「単価制度」とせず、人件費、家賃等の固定費が経費の大部分を占めていることから固定額として支払ってもらいたい。	受講者の技能習得を確保するため、訓練実績を踏まえて委託費等を支払う仕組みとしていることについてご理解いただきますようお願いいたします。
9	公共職業訓練（委託訓練）	訓練サービス提供者（訓練実施者）が過剰労働に陥りやすい現状を踏まえ、その「働き方」に配慮した制度改善をお願いしたい。講師が残業を前提とした対応を余儀なくされており、実質的に残業対応が必須となっている。これを解決するには、訓練時間を短くすることが必要ではないか。	公共職業訓練の総訓練時間については、これまで段階的に減らしてきているところですが、更なる総訓練時間の見直しについては、見直しに伴う影響について情報収集及び分析を進め、慎重に検討してまいります。
10	公共職業訓練（委託訓練）	就職支援費制度を廃止し、その費用を十分な委託単価に組み込んだうえで、固定額として支払ってもらいたい。仮に同制度を存続するとしても就職率55%以上に基準を引き上げるべき。	受講者の技能習得を確保するため、訓練実績を踏まえて委託費等を支払う仕組みとしていること、また、一定水準以上の雇用期間を要件としていることや就職率に応じた委託費等の上乗せ措置は、質が高く就職につながる訓練の実施を目的としていることについてご理解いただきますようお願いいたします。
11	公共職業訓練（委託訓練）	訓練実施機関や職員をカスタマーハラスメントから守るため、厳格なルールを整備してもらいたい。	基本的には、訓練実施機関と受講生の間で対話を行い、問題解決することをお願いしますが、訓練実施機関等の職員の指示に従わない等訓練の運営の規律を乱した場合には委託訓練実施要領において退校等の処分を行うこととしています。委託訓練の場合、退校等の処分を行うのは都道府県の公共職業能力開発施設の長となるため、都道府県にご相談いただくようお願いします。
12	求職者支援訓練	県外のハローワークにおける、受講希望者に向けた求職者支援訓練説明会への参加、訓練窓口を通じた受講希望者への案内の協力、ハローワークの訓練校コース案内チラシのラック設置等をお願いしたい。	訓練説明会の運営及び安定所内の掲示物等は、説明会の時間や所内のスペースに限りがある中で、その可否も含めて各安定所で行ってます。引き続き、訓練実施機関との連携を推進し、適切な受講あっせん・就職支援に努めてまいります。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
13	公共職業訓練（委託訓練）	就職支援経費対象就職率について、以下の事例があり、要件の緩和をお願いしたい。 （事例） ・就職先が自治体および関連機関及び施設を中心に、雇用期間が年度末までとなっているため4か月以上の雇用にならない ・有期雇用において、契約更新の旨の記載があるが労働条件通知等書面においては3ヶ月未満となっており対象就職率にならない	委託訓練については、求職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するための訓練を通じて、安定した再就職の実現を目的として実施しているものであることから、一定水準以上の雇用期間を要件としていることについてご理解いただきますようお願いします。 なお、当初雇用契約が3ヶ月未満であった場合でも、訓練修了後3ヶ月以内に、4ヶ月以上の雇用期間に変更となった場合には対象就職として取り扱うことが可能となっております。
14	公共職業訓練（委託訓練）	社会的ニーズを受けて、実績の十分な既存のコースを組み替え、新設のコースを創設したが、新コース（カリキュラムが引き継がれていないもの）は委託先の要件である就職実績80%がないことから公共職業訓練の対象とならないと都道府県等から指摘を受けたが、既存コースでも十分な実績等があり、また、社会ニーズに応じたカリキュラムで実施するため就職率が下がるということはない。対象とならないのはなぜか。	長期高度人材育成コースに関するご意見かと思いますが、一般論として、訓練を受講することにより得られる知識や技術も変更となるような、カリキュラム全体の内容が見直された場合、長期高度人材育成コースを設定するための就職率実績の要件確認に当たっては、新カリキュラムによる卒業生の就職実績により要件を満たすかどうかを判断する必要がありますと考えています。
15	求職者支援訓練	eラーニングコースについて、その都道府県以外の訓練実施機関や受講者が中心となっているため見直してほしい。本来受ける資格のあるその都道府県内の受講生が、他都道府県の会社が行うために受けることができなくなる。	求職者支援訓練については、全ての訓練形態において居住地による訓練の受講制限は設けられておりません。なお、eラーニングコースは、育児や就業等の事情により決まった日時に訓練を受講することが難しい方、居住地域に訓練機関がない又は受講を希望する職業訓練が実施されていない事により訓練の受講が困難な方など、訓練受講に配慮が必要な方を対象に設けられたものです。受講者の多様な訓練機会の確保の観点からも、受講される方のお住まいの地域を制限することは困難であることをご理解いただきますようお願いします。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
16	求職者支援訓練	eラーニングコースの「受講者出欠報告書」について、eラーニングでは、0.5時間未満の受講時間が「出席管理の対象外の日」として切り捨てられているが、一方で、ユニットごとの受講時間は分単位で管理されているため、分単位での上限達成後、「切り捨てられた受講時間の累計分」を後日受講しても、出席管理の対象にならないルールとなっている。その結果、受講生がユニットの上限時間をすべて満たし、さらに追加学習を行い、すべての「実施日が特定されている科目」に出席しても、受講時間が訓練時間に届かない前提の運用となっている。そのため、eラーニングコースについて、ユニット上限時間を達成した受講生が、後日「切り捨てられた受講時間の累計分」を受講した場合、受講時間を0.5時間単位で計上できるよう、運用の変更を検討をお願いしたい。	ご意見を踏まえ、制度の適正な業務運営等の観点も考慮しつつ、今後の取扱いについては検討してまいります。
17	求職者支援訓練	企業実習を10日以上20日以下、かつ、訓練実施日に終日実施すると、「実習促進奨励金」の支給がされるとなっているが、企業実習の要件を緩和してほしい。理由としては、受け入れ先の事務所によっては手狭なため、数十名の訓練生を一度に受け入れるスペースがないためであり、教室にいながらでも実務は可能なため、場所の制限は緩和してほしい。	企業実習は、学科及び実技で習得した就職を想定する職業・職種における職務遂行のための実践的な技能等を実際の職場において実践することにより、それらの能力を定着・向上させることを目的としており、就職を想定する職業・職種の労働者が従事している外部の企業の職場等において、企業の従業員等が講師として常時、指導や助言を行い実施していただく必要があると考えております。
18	公共職業訓練（委託訓練）	合格発表後、様々な理由で入校辞退される方が多いが、テキスト代等の自己負担金を支払ってもらえるようにしてほしい。また、合格者の人数で色々な備品の準備をしている（レンタルを含め）ため、委託費を受講生の数で算定するのであれば、辞退された方の分のレンタル代の費用を請求させてほしい。	ご意見を踏まえ、どのような方策が考えられるのか検討してまいります。
19	公共職業訓練（委託訓練）	提出書類の拡張子を統一してほしい。	いただいたご意見については、都道府県に情報提供させていただきます。
20	求職者支援訓練	求職者支援訓練の実施期間中における実施状況確認は予告なく急遽実施される場合、授業が滞る等から見直してほしい。	事前に通知を行うことのない実施状況調査については、不正受給や不適切な事務の未然防止及び早期発見を目的に行っているものであり、求職者支援訓練の適正な運用を確保するために必要な調査であるため、ご理解いただきますようお願いします。

人材開発に取り組む事業主を支援します！ 「人材開発支援策」のご案内

令和7年9月改訂版

厚生労働省では、人材開発に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するため、さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際は、ぜひご活用ください。

従業員の スキル向上 を図りたい	全般的な 相談	→	生産性向上人材育成支援センター 在職者訓練（ハロートレーニング） 生産性向上支援訓練 テクノインストラクターの派遣など	P.2
	社外施設 での訓練	→	都道府県が実施する訓練 認定職業訓練 在職者訓練（ハロートレーニング）	P.2 ～3
	講師派遣	→	ものづくりマイスターなど	P.3
従業員の キャリア形成 を促したい	会社で 基盤を整備	→	職業能力検定認定制度	P.3
		→	職業能力評価基準	P.4
		→	キャリア形成・リスキリング推進事業 キャリアコンサルティング セルフ・キャリアドック ジョブ・カード	P.5
	従業員 自ら活用	→	教育訓練給付金	P.6
		→	教育訓練休暇給付金	P.7
会社の将来を担う若者を 採用・育成したい		→	ユースエール認定制度	P.7
助成金を活用して 人材開発に取り組みたい		→	人材開発支援助成金	P.8 ～9

全国のポリテクセンターなどに設置されている「生産性向上人材育成支援センター」では、主に中小企業を対象に、人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた「人材育成プラン」の提案、職業訓練の実施まで、人材育成に必要な支援を一貫して行っています。

特に、中小企業等のDXに対応するための人材育成について、全ての生産性向上人材育成支援センターに「中小企業等DX人材育成支援コーナー」を設置し、相談支援を行っています。

主に下の3つのメニューで、生産性や技能・技術の向上を支援します

高度な技能・技術の習得を支援（在職者訓練：ハロートレーニング）

「技能・技術などの向上」や「新たな製品づくり」といった企業の生産現場が抱える課題解決のために、「ものづくり分野」を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの実習を中心とした高度な訓練コースを体系的に実施しています。

ハロトレくん



訓練日数	概ね2～5日（12～30時間）
主な訓練分野	機械系／機械設計、機械加工、金属加工 居住系／建築計画、測定検査、設備保全 電気・電子系／制御システム設計、通信設備設計、電気設備工事

生産性向上に必要な知識等の習得を支援（生産性向上支援訓練）

中小企業等のDX化への対応や生産性向上に必要な知識等を習得するために、あらゆる産業分野で必要とされる「生産管理、IoT・クラウドの活用、組織マネジメント、マーケティング、データ活用」などのカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見とノウハウを有する民間機関等を活用して実施しています。

訓練日数	概ね1～5日（4～30時間）
主な訓練分野	生産管理、品質保証・管理、組織マネジメント、生涯キャリア形成、 営業・販売、マーケティング、企画・価格、データ活用、情報発信、 倫理・セキュリティ



テクノインストラクター（職業訓練指導員）の派遣、施設・設備の貸出

「研修したいが講師がいない、機械を止められない、研修場所がない」などといった企業の要望に応じて、職業訓練指導員を企業に派遣することや、ポリテクセンター等の施設・設備（会議室、実習場および訓練用設備・機器）の貸し出しを行っています。



お問い合わせ

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のウェブサイトをご覧ください

生産性向上人材育成支援センター

検索

都道府県が実施する訓練

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設、および都道府県立の職業能力開発施設でも、在職者向けの訓練を実施しています。

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設での訓練（認定職業訓練）

事業主等が雇用する従業員等に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定める教科、訓練期間、設備などの基準に合うものとして、都道府県知事が認定した訓練をいいます。

※中小企業が共同で訓練施設を運営している場合があります。

訓練期間	普通課程：原則として1年 短期課程：6か月以下
主な訓練科	建築、金属・機械加工、情報処理、和洋裁、調理 など



お問い合わせ

都道府県人材開発主管課

- 8 -

2

都道府県が設置する職業訓練施設での訓練（在職者訓練：ハロートレーニング）

地域企業や地場産業の訓練ニーズに対応した、基礎的な訓練を実施しています。

訓練期間	概ね2～5日
主な訓練コース	機械・機器操作などの基礎的な取り扱いを習得させる訓練など 地域の人材ニーズを踏まえた基礎的な訓練 例：機械加工科、機械製図科、建築科、情報ビジネス科 など
地域の実情に応じた訓練コース	地場産業などで必要とされる人材を育成するための地域の実情に応じた訓練 例：観光ビジネス科、陶磁器製造科、竹工芸繊維科、自動車整備科 など



お問い合わせ

都道府県人材開発主管課

ものづくりマイスター

講師派遣

ニーズにあわせて最適な「ものづくりマイスター」を派遣します

中小企業・業界団体の若年技能者、工業高校の生徒等を対象に熟練技能者「ものづくりマイスター」（ものづくり分野等で1級技能士相当以上の指導経験豊富な熟練技能者）が実践的な実技指導を行います。

対象職種	製造・建設・IT系等129職種 （機械加工、建築大工、造園、和裁、塗装、Webデザインなど）
講習例	技能検定1・2級レベルの技能習得、 普通旋盤作業手順、機械加工の基礎、Webサイト製作など



受講者の声

- ・普通旋盤に初めて触れて、自分で作る実感を感じた。
作業中の音、切粉（きりこ）の量、作業速度、寸法測定や4S（整理・整頓・清掃・清潔）なども学び、自信が持てるようになった。
- ・これまで機械任せだった加工を自らの頭で考えるようになって対応力が向上した。
基礎からの丁寧な指導で機械加工の全体を理解したことで工程全体や段取りまで理解が及ぶようになった。

お問い合わせ

各都道府県地域技能振興コーナー
ものづくりマイスターのウェブサイトをご覧ください



職業能力検定認定制度
（団体等検定制度・社内検定認定制度）

キャリア形成

「能力検定認定制度」で技能の見える化・標準化を実現！

社内検定認定制度は、個々の企業や団体がそこで働く労働者を対象に実施する社内検定のうち、一定の基準を果たすものを厚生労働大臣が認定する制度です。また、団体等検定制度は、雇用する労働者以外の方（求職者、学生、フリーランス等）も受検対象となるものです。ロゴマークを使って対外的にアピールもできますので、本制度を人材開発のためにご活用ください。

認定の効果

- ・職業能力検定を実施することで、技能の見える化・標準化、従業員のモチベーションアップ、若手従業員の定着・新入社員の採用、地域産業復興に貢献等の効果が期待できます。

【ロゴマーク】



団体等検定



認定社内検定



お問い合わせ

団体等検定のウェブサイトをご覧ください

団体等検定制度

検索

職業能力評価基準は、仕事に必要な「知識」「技術・技能」「成果につながる職務行動例」を見える化したものです。自社にカスタマイズすると、能力評価や人材育成に優れた効果を発揮します。

職業能力評価基準の活用方法を説明したテキストや動画をウェブサイトで公開しています

1. 実践的な人材育成

チェック形式の「職業能力評価シート」や、評価結果をグラフ化して育成面談で活用する「OJTコミュニケーションシート」を活用すると、従業員の能力レベルを把握して実践的な人材育成ができます。

OJTコミュニケーションシート

スキルレベルチェックグラフ

能力ユニット点数一覧

本人所属 ○○○○ 本人氏名 ○○○○

職種・地位 機械設備 レベル1 レベル2 評価者氏名 ●●●●

評価期間 年 月 日 ~ 年 月 日

スキルアップ上の課題

スキルアップ目標

スキルアップのための活動計画

実績

キャリアマップ

レベル4 シニア・マネジャー シニア・スペシャリスト

レベル3 マネジャー スペシャリスト

レベル2 シニア・スタッフ

レベル1 スタッフ エントリー

2. キャリアパスを明確化

能力開発の標準的な道筋を示した「キャリアマップ」を活用すると、キャリアの道筋やレベルアップの目安となる年数、経験・実績、資格などを示して、従業員の成長意欲を高めることができます。

お問い合わせ

職業能力評価基準のウェブサイトをご覧ください

職業能力評価基準 検索

求人申し込みの際は、ハロートレーニング受講者の採用をご検討ください

ハロートレーニングは「公的職業訓練」（公共職業訓練・求職者支援訓練）の愛称です。キャリアアップや希望する就職を実現するために必要な職業スキルや知識を習得することができる公的な訓練制度で、在職者向けの訓練や離職者向けの訓練等があります。

このうち、離職者向けの訓練について、令和4年度の公共職業訓練（離職者訓練）の受講者数は約10.2万人、求職者支援訓練の受講者数は約4.0万人で、訓練分野也多岐にわたります。

ハローワークで求人申し込みを行う際には、ハロートレーニングを受講した方の採用をご検討ください。

離職者向けハロートレーニング受講者数（分野別／令和4年度）

IT分野	(1.9万人)
営業・販売・事務分野	(3.4万人)
医療事務分野	(0.7万人)
介護・医療・福祉分野	(1.2万人)
農業分野	(0.08万人)
旅行・観光分野	(0.04万人)
デザイン分野	(1.5万人)
製造分野	(1.2万人)
建設関連分野	(0.6万人)
理容・美容関連分野	(0.3万人)
その他分野	(0.9万人)

※求職者支援訓練は実践コースを計上

企業と労働者に対しジョブ・カードを活用してさまざまなキャリア形成及びリスキリング支援を行います。このような従業員の自律的なキャリア形成及びリスキリングの支援を通じて、企業の組織活性化や生産性向上につなげていきます。

主に下の4つのメニューで、労働者等のキャリア形成を支援します

- ジョブ・カードを活用した採用活動や従業員の人材育成等を実施する企業への支援
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の実施企業への支援（P. 8 参照）
- セルフ・キャリアドック導入支援（相談支援・技術的支援、セミナー・研修等）
- 労働者に対する専門的なキャリアコンサルティング機会の提供

キャリアコンサルティングとは

キャリアコンサルタント（国家資格）が、相談・助言を行います

キャリアコンサルタントは、キャリア形成や職業能力開発などに関する相談・助言（キャリアコンサルティング）を行う専門家で、平成28年4月から国家資格になりました。

守秘義務などが課せられており、安心して仕事や職業に関する相談ができます。

キャリア形成・リスキリング相談コーナーでは、在職者の方個人がキャリアコンサルティングを受けることができます。

セルフ・キャリアドックとは

企業内でキャリアコンサルティング面談やキャリア研修などを組み合わせて実施することで、従業員の主体的なキャリア形成を支援します

セルフ・キャリアドックとは、企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組（仕組み）です。

キャリア形成・リスキリング支援センターでは、セルフ・キャリアドックの導入を希望する企業に対する相談支援等を実施し、セルフ・キャリアドックの円滑な導入と取組の定着を支援します。

入社時や役職登用時、育児休業からの復職時など、効果的なタイミングで、従業員にキャリアコンサルティングを受ける機会を提供すると、従業員の職場定着や、働く意義の再認識、企業の生産性向上につながるといった効果が期待されます。

ジョブ・カードとは

「生涯を通じたキャリア・プランニング」と「職業能力証明」のためのツールです

- ・効果的な人材育成

ジョブ・カードを活用すると、従業員のキャリア形成上の課題を把握でき、効果的な能力開発を推進できます。

- ・採用活動

ジョブ・カードを応募書類として活用すると、書面や面接場面だけでは見えない本人の強みや人物の「立体像」を知ることができます。

また、求職者本人のキャリア・プランが明確になり採用後のミスマッチの防止効果が期待できます。

なお、自社の従業員に対してジョブ・カードを活用した人材育成（雇用型訓練）を実施する事業主は、「人材開発支援助成金」を受給できる場合があります（P. 8 参照）。



マイジョブ・カード <https://www.job-card.mhlw.go.jp/>

お問い合わせ

キャリア形成・リスキリング推進事業のウェブサイトをご覧ください
<https://carigaku.mhlw.go.jp/>

キャリア形成・リスキリング支援センター

検索



自ら費用を負担して主体的にキャリア形成に取り組む従業員への支援策です。
キャリア形成に積極的な従業員に、ぜひご紹介ください。

対 象	雇用保険の被保険者※又は被保険者だった方で、一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了などした場合 ※雇用保険の被保険者とは、一般被保険者および高年齢被保険者をいいます。 以下、このページにおいて同じです。
支 給 額	一般教育訓練 従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円）
	特定一般教育訓練 ① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の40%に相当する額（上限20万円） ② 教育訓練を修了し、1年以内に資格取得などをした場合等は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の10%を追加給付 ①と②の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額(上限25万円) 受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の 手続きを行う必要があります。
	専門実践教育訓練 ① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額 （年間上限40万円、訓練期間は最大で4年間のため最大160万円） ② 教育訓練を修了し、1年以内に資格取得などをした場合等は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%を追加給付 ③ ②の要件に加え、訓練前後で賃金が5%以上上昇した場合は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の10%を追加給付 ①②③の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の80%に相当する額 （年間上限64万円、訓練期間は最大で4年間のため、最大256万円） ただし、この措置は法令上最短4年の専門実践教育訓練を受講する者に限るとともに、在職者で かつ、比較的高い賃金を受ける者についてはこの限りではありません。 受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の 手続きを行う必要があります。

- 自社の従業員が特定一般教育訓練および専門実践教育訓練を受講することを支援する事業主は、「**人材開発支援助成金**」を受給できる場合があります（P.8 参照）。
- 一般教育訓練、特定一般教育訓練と専門実践教育訓練の指定講座は、お近くのハローワークまたは以下のウェブサイトで確認できます。

教育訓練給付金 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム
<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

お問い合わせ

ハローワーク



労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、基本手当に相当する給付として賃金の一定割合を支給することで、訓練・休暇期間中の生活費を保障する制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に基づき連続した30日以上は無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

キャリア形成に積極的な従業員に、ぜひご紹介ください。

項目	内容			
対象者	雇用保険の一般被保険者（在職者）			
支給のタイミング	教育訓練休暇の開始日から起算して30日ごと、ハローワークで認定を受けた後に支給			
給付額	離職した場合の基本手当（いわゆる失業手当）と同じ日額（賃金や年齢に応じて決定され、上限・下限あり）			
給付日数	雇用保険の被保険者であった期間（加入期間）に応じて、最大150日			
	加入期間	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	所定給付日数	90日	120日	150日

お問い合わせ

ハローワーク
教育訓練休暇給付金に係る支給要件等は

検索



ユースエール認定制度

若者の採用・育成

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。

認定基準をクリアし、ユースエール認定企業になることで、以下の効果が期待されます。



- 1. 学卒者などの若者の応募が増える！
- 2. 社員が自社の雇用環境の良さを認識し、定着率が向上する！
- 3. 地元メディアなどに「雇用管理のよい優良企業」として注目される！

この他にも、公共調達における加点評価や、日本政策金融公庫の低利融資などのメリットがあります。

お問い合わせ
申請書類提出先

都道府県労働局・ハローワーク
認定基準などの詳細は、若者雇用促進総合サイトをご覧ください

検索



事業主等が雇用する労働者に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等の制度を導入し、その制度を労働者に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

<人材育成支援コース>

○ 人材育成訓練

10時間以上のOFF-JTによる訓練を行った事業主等に対して助成。

○ 認定実習併用職業訓練

新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。

○ 有期実習型訓練

有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。

<教育訓練休暇等付与コース>

○ 教育訓練休暇制度

3年間に5日以上取得が可能な有給の教育訓練休暇制度（※）を導入し、実際に適用した事業主に助成。

※ 労働基準法第39条の規定による年次有給休暇を除く。

<人への投資促進コース>

○ 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材の育成のための訓練や、海外を含む大学院での訓練を行った事業主に対して助成。

○ 情報技術分野認定実習併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。

○ 定額制訓練

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とするサブスクリプション型の研修サービスを利用して訓練を行った事業主に対して助成。

○ 自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した職業訓練費用を負担する事業主に対して助成。

○ 長期教育訓練休暇制度

30日以上長期教育訓練休暇の取得が可能な制度を導入し、実際に適用した事業主に助成。

○ 教育訓練短時間勤務等制度

30回以上の所定労働時間の短縮及び所定外労働時間の免除が可能な制度を導入し、実際に適用した事業主に助成。

<事業展開等リスキリング支援コース>

企業内における新規事業の立ち上げなどの事業展開等に伴い、事業主が新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を行った事業主に対して助成。

※ キャリアアップ助成金正社員化コースでは、人材開発支援助成金の特定の訓練を修了後に正社員転換した場合に、助成額を増額しています。

詳しくは「キャリアアップ助成金 厚生労働省」で検索してください。

キャリアアップ助成金とは、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換や処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成をするものです。

コース名	対象訓練・助成内容		助成率・助成額 注（ ）内は中小企業事業主以外					
			通常分			訓練修了後に賃金を増額した場合※1		
			OFF-JT		OJT	OFF-JT		OJT
			経費助成	賃金助成	実施助成	経費助成	賃金助成	実施助成
人材育成支援コース	人材育成訓練		正規雇用： 45(30)% 非正規雇用： 70%	800(400) 円/時・人	—	正規雇用： 60(45)% 非正規雇用： 85%	1,000 (500) 円/時・人	—
	認定実習併用職業訓練		45(30)%		20(11) 万円/人	60(45)%		25(14) 万円/人
	有期実習型訓練※2		70%		10(9) 万円/人	100%		13(12) 万円/人
教育訓練休暇等付与コース	教育訓練休暇制度		30万円※3	—	—	36万円※3	—	—
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練	デジタル	75(60)%	1,000 (500) 円/時・人	—	—	—	—
		成長分野	75%	1,000円/時・人※4	—	—	—	—
	情報技術分野認定実習併用職業訓練		60(45)%	800(400) 円/時・人	20(11) 万円/人	75(60)%	1,000 (500) 円/時・人	25(14) 万円/人
	定額制訓練		60(45)%	—	—	75(60)%	—	—
	自発的職業能力開発訓練		45%	—	—	60%	—	—
	長期教育訓練休暇制度／教育訓練短時間勤務等制度	長期休暇	20万円※3	1,000 (800) 円/時・人※5	—	24万円※3	— (1,000) 円/時・人※5	—
		短時間勤務等	20万円※3	—	—	24万円※3	—	—
事業展開等リスクリング支援コース	事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練		75(60)%	1,000 (500)円/時・人	—	—	—	—

※1 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算。

※2 正社員化した場合に助成。

※3 制度を導入し、労働者に適用した場合に助成（制度導入助成）。

※4 国内大学院を利用して訓練を実施した場合のみ対象。

※5 有給による休暇を取得した場合に対象。



あなたのスキルアップや キャリア形成を支援します！

〔令和7年9月版〕

SKILL
UP↑

厚生労働省では、働いている方やこれから働こうとしている方が、スキルアップやキャリア形成をしていくための支援策を用意しています。ぜひご活用ください。

働きながら スキルアップしたい

教育訓練給付金

給付金

自ら費用負担した受講費用の一部（最大80%）を支給します

教育訓練休暇給付金

給付金

教育訓練に専念するため休暇を取得した場合、賃金の一定割合を支給します

ハートレーニング（在職者訓練）

実践的

業務に必要な専門知識及び技能・技術の向上を図るための訓練を受講できます

求職者支援制度

就職支援

雇用保険に加入していない方が、働きながら訓練を受講できます

リ・スキリング等教育訓練支援融資

融資

雇用保険に加入していない方が、スキルアップのために受講する訓練に必要な教育訓練費用と生活費の融資を受けられます

自身のキャリア を見直したい

キャリア形成・リスキリング推進事業

オンライン対応

専門家に、今後のキャリア形成などを無料で相談できます

ジョブ・カード

キャリアの棚卸し

キャリア・プランや自分の能力・強みなどを整理できます

job tag（職業情報提供サイト）

適職探索

希望する職業に必要なスキルや、自分に合う職業を調べることができます

就職・転職 をしたい

ハローワーク

窓口相談

転職や再就職の相談ができます
希望に応じた仕事を探すことができます

離職したときには

ハートレーニング（離職者訓練、求職者支援訓練）

無料

雇用保険の失業給付や月10万円の給付金を受給しながら、無料で職業訓練を受講できます

- 指定の教育訓練を修了した方に
訓練受講費用の20～80%※1を支給します
- 対象は約1.7万講座
- 在職中または離職して1年以内の方※2が対象

※1：専門実践教育訓練、特定一般教育訓練、一般教育訓練があり、それぞれ支給割合等が異なります。専門実践教育訓練は年間最大64万円まで（2024年9月までに受講を開始している場合は受講費用の最大70%（年間最大56万円）を支給）。80%の支給を受けるには、専門実践教育訓練受講→資格取得等・就職→訓練前後での5%以上の賃金上昇といった要件を満たすこと等が必要です（講座ごとの支給率や上限額は、別途ご確認ください）。

※2：初回受講は1～2年以上、2回目以降の受講は3年以上の雇用保険の加入期間が必要です。詳細はお近くのハローワークまでお問い合わせください。

【お問い合わせ】ハローワーク 対象講座は

教育訓練給付金

検索

活用例 ※上段は特定一般教育訓練、下段は専門実践教育訓練の例

現場での
スキルアップ



- ・大型2種自動車免許取得講座を受講
- ・入学料、受講料合わせて**20万円の支払い**



事前に受給要件を確認し、訓練修了後、申請。
8万円（40%）が一括で支給。

看護師を
目指す



- ・看護の専門学校に入学し、3年間通学。
- ・入学料、受講料合わせて**3年で180万円**。



事前に受給要件を確認し、申請。
15万円が半年ごとに支給
（計90万円（50%））。



- ・さらに、資格を取得し1年以内に再就職。



20%分の**36万円**が追加支給。

- ・加えて、訓練受講後に5%以上賃金上昇。



10%分の**18万円**が追加支給。

教育訓練休暇給付金

給付金

令和7年10月開始。

詳しい情報は[こちらから](#)

- 労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、基本手当に相当する給付として賃金の一定割合を支給することで、訓練・休暇期間中の生活費を保障する制度です。
- 一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に基づき連続した30日以上
の無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

項目	内容			
対象者	雇用保険の一般被保険者（在職者）			
支給のタイミング	教育訓練休暇の開始日から起算して30日ごと、ハローワークで認定を受けた後に支給			
給付額	離職した場合の基本手当（いわゆる失業手当）と同じ日額（賃金や年齢に応じて決定され、上限・下限あり）			
給付日数	雇用保険の被保険者であった期間（加入期間）に応じて、最大150日			
	加入期間	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	所定給付日数	90日	120日	150日

【お問い合わせ】ハローワーク

教育訓練休暇給付金に係る支給要件等は

教育訓練休暇給付金



検索



- 主に中小企業に勤める方々が、従事されている業務に必要な専門知識、技能、技術の向上を図るための訓練を受講できます。

- 訓練期間は2～5日間程度

※お申し込みは事業主の方を通じて行っていただく場合があります。

訓練コースは

ハロトレ 在職者訓練 検索



求職者支援制度

就職支援

詳しい情報は[こちらから](#)

- 再就職、転職、働きながらスキルアップを目指す方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講できます。
- 訓練期間は2～6か月、月80時間以上

制度活用の主な要件

訓練受講の要件	■ハローワークに求職の申込みをしていること ■雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと ■労働の意思と能力があること ■職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと
給付金の支給要件	■本人収入が月8万円以下 ■世帯全体の収入が月30万円以下 ■世帯全体の金融資産が300万円以下 ■訓練実施日全てに出席する。やむを得ない理由により欠席し、証明できる場合でも8割以上出席する。 ※給付金が受けられなくても、交通費（通所手当）のみ受給することができる場合もあります。



リ・スキリング等教育訓練支援融資

融資

令和7年10月開始。

詳しい情報は[こちらから](#)

- 雇用保険被保険者以外の方等※1が、スキルアップのために訓練を受講する場合、その訓練に必要な教育訓練費用、訓練受講中の生活費について融資を受けることができます。
- 訓練修了後、就職し、賃金の上昇等の要件を満たせば、債務の一部返済免除を受けることができます。
- 対象となる訓練※2の期間は、1ヶ月以上4年以内です。

※1 その他、年齢や過去の就業経験等の要件があります。

【融資内容】

※2 訓練期間の他、実施主体等の要件があります。

対象費用	融資上限額	
教育訓練費用	年収200万円以上の方	年額最大120万円×最長2年間
	年収200万円未満の方※または離職者	年額最大120万円×最長1年間
生活費	年収200万円以上の方	月額最大10万円×受講予定訓練月数（最長24か月）
	年収200万円未満の方※または離職者	月額最大10万円×受講予定訓練月数（最長12か月）

【お問い合わせ】 ハローワーク

※ 収入証明がない方も含みます。

制度の詳細は

リ・スキリング等教育訓練支援融資



検索



- 今後の自分のキャリアの方向性などについて専門家（キャリアコンサルタント）に無料で相談できます
- 1回60分（予約制）Web相談対応

こんな方にお勧めです

- ・ 今の仕事や将来のキャリアに不安を感じている方
- ・ 新たにスキルを身に付けたい方
- ・ 再就職にお悩みの方



キャリアのご相談は

キャリア形成・リスキング推進事業

検索



ジョブ・カード

キャリアの棚卸し

詳しい情報は[こちらから](#)

- ジョブ・カードで、自分の能力や強みを整理しましょう
たとえば…
・ これまでの仕事・学んだこと・職業訓練・免許・資格
- 今後の目標を考えたり、求職活動での自己PRに役立ちます



ジョブ・カードの作成方法

①ご自身でオンラインから

→ [「マイジョブ・カード」](#)からオンライン上で作成



②キャリアコンサルタントと相談しながら

→ キャリア形成・リスキング相談コーナーで作成

ご自身のキャリアの振り返りに

ジョブ・カード

検索

job tag（職業情報提供サイト）

適職探索

詳しい情報は[こちらから](#)

- 500種類以上の職業からさまざまな検索機能を使って興味のある職業を調べることができます
- 自己診断ツールで仕事に対する興味や価値観などからあなたに向いている職業を検索
- 仕事の内容、必要なスキル、就業経路、労働条件など、その職業に関するさまざまな情報を確認できます

仕事について調べるなら

ジョブタグ

検索



job tagの詳しい使い方は[こちらから](#)



- 全国544か所のハローワークで、就職・転職に関する相談ができます。最寄りのハローワークへご相談ください（無料・予約不要）
- ハローワークには年間約1000万件の求人が寄せられているので、相談しながらご自身にあった仕事を探すことができます
- 以下のような専門的な相談ができる施設・窓口もあります



子育てと仕事を両立したい方向け 「マザーズハローワーク」

「マザーズハローワーク」や、ハローワーク内の「マザーズコーナー」では、お子さま連れでも利用しやすい環境を整備し、子育てしながら就職活動を行う方をきめ細かく支援しています。



正社員を目指す若者（おおむね35歳未満の方）向け 「わかものハローワーク」

「わかものハローワーク」や、ハローワーク内に設置された「わかもの支援コーナー・窓口」では、専門の職員である就職支援ナビゲーターが、一人ひとりの状況に合わせた正社員就職に向けた個別支援を行います。



障害のある求職者の方向け 「障害者関連窓口」

全国のハローワークでは、障害のある方向けに、障害の特性を踏まえた専門的な相談を実施する窓口を設置しています。応募書類の作成支援や面接指導も行います。



【お問い合わせ】ハローワーク 最寄りのハローワークは



ハローワークの就職支援の詳しい内容は[こちらから](#)



ハロートレーニング（離職者訓練・求職者支援訓練）

無料

詳しい情報は[こちらから](#)

- 再就職を目指す方が、雇用保険の失業給付や、月10万円の給付金を受給しながら、無料（テキスト代等除く）で職業訓練（離職者訓練、求職者支援訓練）を受講できます。
- 訓練期間は概ね2か月～2年間

※お申し込みは、住所地を管轄するハローワークにお越しの上、ご相談ください。

**あなたのしごと探しに、
役立つスキルを。**

ハロートレーニング

< 離職者訓練・求職者支援訓練 >

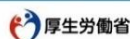
【**受講料は無料**】
※一部テキスト代等は有料

雇用保険を
受給しながら
受講可能

離職者訓練

月額10万円の
給付金を支給
(支給要件あり)

求職者支援訓練



くわしくは[こちら](#) ▶

【お問い合わせ】ハローワーク 受講の条件・訓練コースは
- 20 -



「リ・スキリング等教育訓練支援融資」 のご案内

制度を活用し、生活面の不安なく教育訓練を受けませんか？

「リ・スキリング等教育訓練支援融資」は、スキルアップ等を目指す方々を支援するため、「教育訓練費用」と「教育訓練期間中の生活費」を融資する制度です！

融資内容

ハローワークで貸し付け要件の確認などの手続き後、別途、ハローワークが指定する金融機関（労働金庫）で貸し付けの手続きが必要です。**その結果、融資を受けられないもしくは融資額が減額となる場合があります。**

	融資額	
教育訓練費用	年収200万円以上の方	年額最大120万円×最長2年間
	年収200万円未満の方※または離職者	年額最大120万円×最長1年間
	融資対象費用：入学金、授業料の他、実習費、受験費用、学用品（パソコン、タブレット等）代 等 （融資申込時点で支払済の費用は、領収書等で支払いが確認できる受験費用のみが融資対象）	
生活費	年収200万円以上の方	月額最大10万円×受講予定訓練月数（最長24か月）
	年収200万円未満の方※または離職者	月額最大10万円×受講予定訓練月数（最長12か月）

※収入証明がない方も含みます。

- ・ 融資利率は年2.0%の固定金利（信用保証料0.5%を含む）。元金と利息の返済が遅れたら、遅延している元金に対し年14.5%の損害金（遅延利息）の支払い義務が発生します。
- ・ 担保および保証人は不要（ただし、労働金庫が指定する信用保証機関の利用が必要）です。
- ・ 3か月毎にハローワークで職業相談を受ける必要があります。

貸付方法

- ・ 教育訓練費用：入学金、授業料等の教育訓練機関に支払いが必要な費用は、労働金庫より教育訓練機関に直接振り込みます。その他は本人の口座（労働金庫の口座に限ります。労働金庫に口座がない場合は、手続きの際に口座を開設する必要があります。生活費においても同じ。）へ振り込みます。
- ・ 生活費：3か月毎に、3か月分を上限に本人の口座に振り込みます。

返済方法

- ・ 貸付日の属する月の翌月末以降、毎月末日を約定返済日とします。
- ・ 訓練終了月の1年後の末日までは元金据置期間として、利息のみの返済となります。
- ・ 基本的に、利息の支払いは訓練期間中に始まります。
- ・ 元金据置期間終了後から10年以内に元利均等払いにより返済します（最終弁済時の年齢は76歳未満）。
- ・ 貸付金の返済は、本人の労働金庫の口座から自動引き落としとなります。

さらに！

一定の要件を満たした場合、**融資額の返済が一部免除**されます。

具体的な手続きは、お近くのハローワークにご相談ください！

（全国のハローワーク）



（制度ホームページ）



利用条件及び一部返済免除の概要などは裏面をご覧ください。



融資を受けるには、 条件を満たす方が対象の教育訓練を受講することが必要です。

融資を利用できる方の主な条件

- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと
- 過去に3年以上の就業経験があること
- キャリアコンサルティングを受けて、ジョブ・カードを作成していること
- 融資申込時に18歳以上、融資開始時に66歳未満であること 等

融資の対象となる教育訓練

- 訓練期間が1か月以上4年以内のもの（融資期間は、訓練期間のうち訓練開始から最大2年間）
- 以下のいずれかに該当するもの
 - ・ 学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校または各種学校が提供する教育訓練
 - ・ 厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を実施している法人等が提供する教育訓練
 - ・ 求職者支援訓練または公共職業訓練等

返済の一部免除

以下の要件を満たしたことをハローワークが確認した場合、当該日の債務残高の一部を「免除割合」のとおりに免除します。

- ・ 融資申込時点での融資対象者本人の年収が500万円未満であること
- ・ 求職者支援訓練、公共職業訓練または教育訓練給付金の指定講座を修了すること
- ・ 訓練終了日の翌日から1年以内に雇用保険被保険者として就職し、1年以上継続的に雇用されること
- ・ 訓練修了後の賃金が訓練開始前の賃金と比較して5%以上上昇していること

免除 割合	賃金が5%以上上昇した時	残債務の30%（上限額は100万円）
	賃金が10%以上上昇した時	残債務の50%（上限額は150万円）

以下の事項にご注意ください

- ◆ この制度は利息を含めて返済が必要になります。融資を受ける額は、将来返済が可能であり、真に必要な額としてください。利息の返済は教育訓練受講中に必要になる場合があります。
- ◆ 労働金庫で行う金融機関としての審査の結果、貸し付けを受けられない場合があります。
- ◆ 訓練を途中で辞めた場合、速やかにハローワークに届け出て、労働金庫で契約変更の手続きを行ってください。
- ◆ 申請書類の虚偽記載による貸し付けの不正利用が発覚等した場合、直ちに債務残高の全額を一括返済しなければなりません。また、詐欺罪などで処罰されることもありますのでご注意ください。
- ◆ 約定どおりに返済がなされない場合には、個人信用情報機関に遅滞状態にある旨が登録され、他の金融機関を利用する際に不利益を受ける可能性がありますので、ご注意ください。
- ◆ 返済免除額のうち、生活費にかかる額は一時所得として所得税の課税対象となるため、一定金額以上の生活費用の返済の免除を受けた場合、確定申告の手続きが必要となります。

新しい自分を“ここ”で見つける！

～この場所で、個々に～

職業訓練生募集案内【令和8年4月入校 期間1年】

● 奈良県立高等技術専門校

ITシステム科



家具工芸科



建築科



設備・建物管理科



造園技術科



ワークチャレンジ科

高等技術専門校とはどんなところ？

- ☒ 就職したいけど、スキルがない
 - ☒ 転職したいけど、不安
 - ☒ 資格を取得して、仕事に生かしたい
- そんなあなたを支援します



ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——

受講料
無料

高等技術専門校について

奈良県立高等技術専門校は、職業能力開発促進法に基づいて設置された公共職業能力開発施設です。新たに職業に就きたい方や再就職を希望している方など、求職中の方を対象に、就職に向けて必要な技能・知識を基礎から実践まで習得できる職業訓練を実施しています。

1 科目案内 全科 4 月入校 訓練期間 1 年 各科定員 20 名

プログラミングや Web システム開発などの IT 技術を学習、資格取得にチャレンジして、IT 関連エンジニアや、実務経験がある業種の D X 担当になりたい。IT を活用して仕事と家庭の両立を図りたい。

```
function quicksort(arr) {  
  if (arr.length <= 1) return arr;  
  
  let pivot = arr[Math.floor(arr.length / 2)];  
  let left = arr.filter(x => x < pivot);  
  let right = arr.filter(x => x > pivot);  
  return [...quicksort(left), pivot, ...quicksort(right)];  
}
```



→ IT システム科

P5参照

木材に関する知識と手道具や木工機械の基本的な扱い方を身に付けて、ものづくりの仕事がしたい。木を扱う仕事に就きたい。



→ 家具工芸科

P5参照

建築に関する技能や知識を身に付け、安全・安心・快適な住環境を提供する仕事をしたい。

大工職人



建築士



現場監督



→ 建築科

P6参照

新しい自分を“ここ”で見つける!

～この場所で、個々に～

どんなことが
身に付くの?



目標とする
将来像は?

電気・空調・水道・ガス・消防・冷凍機等の設備の知識を身に付け建設現場などで安全確実な施工のできる人になりたい。商業施設・病院・官公庁等のビルメンテナンス（設備管理）で安全・快適な室内環境を提供する仕事に就きたい。



→ 設備・建物管理科

P6参照

作庭や樹木の剪定技術など造園の基礎知識と技能を身に付け、個人宅や公園、神社などの庭の設計・施工・管理で活躍できる造園技術者になりたい。



→ 造園技術科

P7参照

～知的障がいのある方対象～

自身の能力・適性を知り就労に必要な知識や技術（販売・事務・物流・ものづくりなど）を身に付け、自分に合った就労やさらなるスキルアップを目指したい。職業人としての自立を目指したい。



→ ワークチャレンジ科

P7参照

1年の訓練期間を生かし、一人ひとりの適性を共に考えます

資格取得

各分野で重視される
資格試験の実施及び対策指導

～資格はあなたの財産～

外部講師

業界専門家による講義

～多方面から訓練～

キャリアコンサルティング

個人面談による
適切な就職相談

～個々の長所を、生かす～

セミナー

各種セミナーの開催

- ・面接指導
- ・自己分析
- ・労働契約 など

～就職に役立つ知識～

円滑な就職活動をサポート

各訓練科が長年培った
業界ネットワーク

事業所見学

～職場の雰囲気・現場
環境（実機）の見学～

職場実習

～実務を体験～

関係機関との連携

ハローワーク等関係部署との連携

～求人情報の動向をキャッチ!～

無料職業紹介所

一人ひとりにあった
求人情報の提供

～求人求職のマッチング～

専門校展への取組～訓練の成果を形に～



各分野で活躍する人材を目指し就職活動を支援します



ワークチャレンジ科では、さまざまな訓練で技術や知識を学び、パソコンの資格も習得しました。現在は、宿泊部屋の環境整備、厨房で食器拭きを行っています。

(ワークチャレンジ科【旧販売実務科】：令和6年度修了生)



建築科では、木造建築のための技術のほか、設計に関する知識を習得します。修了生は、さまざまな分野の就職先で活躍しています。

(建築科：令和5年度修了生)



家具工芸科を修了後、起業して活躍するほか、奈良県環境森林部の木育インストラクター養成講座の講師として奈良県の事業に取り組んでいる修了生もいます。

(家具工芸科：平成27年度修了生)

活躍の場

～あなたも、先輩に続きましょう～

起業支援

～夢を形に～

〈家具工芸科修了生〉



専門校展で展示



県内を中心に起業・独立した家具工芸科修了生が集い、新しい技術や販売ルートの拡大など情報交換を通じて創造性の開発につなげたり、合同で個展や即売会を開催しています。

〈緑友会〉



造園技術科修了生で組織された団体。造園技術研修を実施し互いの技術向上を図り、会員相互の交流を深め豊かな生活の実現を目指し、歴史ある奈良を中心に景観保全に貢献を目的に現在110名の会員が活動を行っています。

IT システム科

【高等学校卒業（見込み）の方等】

プログラミング、データベース、Web システム開発などの実習と、IT パスポート・基本情報技術者・Oracle 認定 Java プログラマー試験等の対策授業を行います。これらにより、将来、IT エンジニアとして活躍できる人材を育成します。また、IT はすべての業界で必要とされる技術です。IT 技術を学び直し、これまで従事した実務経験のある分野でデジタル化の担い手として再就職を目指す方もいます。

取得可能な資格

- ・ IT パスポート試験
- ・ 基本情報技術者試験
- ・ Oracle 認定 Java プログラマー (Bronze, Silver)
- ・ Web クリエイター能力認定試験エキスパート
- ・ AWS 認定クラウドプラクティショナー

職 種

- ・ IT エンジニア、プログラマー (Java, PHP, JavaScript)
- ・ EC サイト運用担当者
- ・ 社内 SE など

業 種

- ・ システム開発会社
- ・ Web 系開発会社
- ・ 一般企業の EC 部門
- ・ 一般企業や団体の IT 管理部門 など



指導員から一言

独学には限界があります。また、IT 業界に就職するには未経験者の壁もあります。クラスの仲間と一緒に学び、実力を付け、これらを乗り越えて就職しましょう。

修了生から一言



元々パソコンが苦手で不安でしたが、授業は IT の初歩やタイピングの練習から始まるので安心して学習できました。



詳しくはこちら！！

<https://www.pref.nara.jp/66395.htm>

家具工芸科

【高等学校卒業（見込み）の方等】

木工の専門家を育成するため、木工全般の技術を実技訓練で身に付けるとともに、材料学や工作法、製品設計、安全衛生や経営学について座学で学ぶカリキュラムとなっています。また、職場実習で実際の仕事を体験することもできます。修了生は、県内をはじめ全国の家具製造業、建具製造業及びその他の木工に関係する業界へ就職しており、この業界で独立起業し活躍している修了生もいます。

取得可能な資格

- ・ 技能講習（フォークリフト運転、玉掛け、小型移動式クレーン運転）
- ・ 技能照査（技能士補取得）
- ・ 2 級家具製作技能士（訓練修了後、受検可能）
- ・ 2 級建具製作技能士（訓練修了後、受検可能）



指導員から一言

木工に関わる業界で長年に渡って活躍されている先輩が多くおられます。中には、それまでの異業種での経験と木工を組み合わせることで起業されている方もおられます。自分の得意を知り新たな進路を見つけられるよう精一杯指導します。

修了生から一言

徹底して刃物を研ぎました。今振り返ってみると、木工の基本を学べたのが良かったと感じています。同じ志を持つ年齢も経験も多様な訓練生同士が一緒になって、真剣に学んだ一年は、本当に楽しかったです。



職 種

- ・ 家具製造工
- ・ 建築製造工
- ・ 木製品製造工
- ・ 椅子貼り工
- ・ 家具修理工 など

主な就職先

(株)万年青家具製作所、(株)河口、(株)近創、(有)上手工作所、(有)デコラティブモードナンバースリー など



詳しくはこちら！！

<https://www.pref.nara.jp/66418.htm>

建築科

【中学校卒業程度の学力を有する方】

木造建築物の加工技術に欠かせない器具や木工機械の取り扱いをはじめ、模擬住宅の実習を通じて軸組工法、内装・外装仕上げ、リフォームの施工技術を学びます。あわせて2級建築士資格取得に必要な基本的知識を学び、幅広く建築全般にわたる人材育成と就職をサポートします。



取得可能な資格

- ・ 建築大工技能検定（3級）
- ・ 2級建築士、木造建築士 ※
- ・ 技能講習（フォークリフト運転、玉掛け、小型移動式クレーン運転）
- ・ 特別教育（小型車両系建設機械運転）、安全衛生教育（刈払機作業）
※ 訓練修了後、受験可能（高卒以上）

職 種

- ・ 大工 ・ 建築施工監理 ・ 建築士 ・ 建築設計補助
- ・ CAD オペレーター など

主な就職先

(株)建築工房和 nagomi、(株)創造工舎、(株)都市企画設計
コンサルタント、(株)榎谷設計、(株)和宇 など

指導員から一言

建築業界は、大工仕事から設計や施工管理までの幅広い世界です。入校された方には、この業界で活かせる技術や知識の習得に向け、基礎から学べるカリキュラムを用意しています。初めての方も安心して乗り越えていただけます。

修了生から一言

「建築の仕事に就きたい」その熱意があれば誰でも学ぶことができます。在学中にも資格が取れるので、履歴書に記載できることが増え、就職にも有利になります。今後さらに実社会で経験を積んで腕に磨きをかけたいです。



詳しくはこちら！！

<https://www.pref.nara.jp/66419.htm>

設備・建物管理科

【中学校卒業程度の学力を有する方】

建設現場などでの基本的な工事や施工管理について知識と技能を学ぶとともに、オフィスビルや商業ビル等の安全・快適な室内環境に必要とされる建築設備（電気、空調、冷凍機、給排水、消防設備など）の維持管理（ビルメンテナンス）まで幅広く訓練を行い、関連資格の取得を目指します。



取得可能な資格

- ・ 2級管工事施工管理技士補、第二種/第一種電気工事士
- ・ 危険物取扱者（乙種第4類）、第三種冷凍機械責任者
- ・ 二級ボイラー技士、消防設備士（6類など）
- ・ 技能講習（ガス溶接、フォークリフト運転、玉掛け、小型移動式クレーン運転）
- ・ 特別教育（アーク溶接、小型車両系建設機械運転）
- ・ 安全衛生教育（刈払機作業）

職 種

- ・ ビル・建物管理員 ・ 電気工事士
- ・ 配管工・空調工・消防設備士 など

業 種

- ・ ビル設備管理業 ・ 建設業（電気工事業、上下水道業、空調工事業など） ・ 流通業 など

指導員から一言

便利で安心安全な現代社会を支えている設備、確実な施工や的確な維持管理で快適な環境を提供する仕事に就いてみませんか。

訓練生から一言

他の訓練施設と異なり、一年間で電気・空調・衛生（水道設備等）など多くの設備について学べ、資格習得を目指せるため入校しました。入校後、同じ志をもつ仲間がいるので、助け合いながら訓練を励んでいます。



修了生から一言

実習などでは先生方から、「慌てなくて良いですよ」「ゆっくりでいいですよ」といった優しさ溢れる言葉をたくさんかけていただきました。安心して実務につながる学習ができた経験は、今の自信につながっています。



詳しくはこちら！！

<https://www.pref.nara.jp/67424.htm>

造園技術科

【中学校卒業程度の学力を有する方】

造園技術科では、庭園設計、作庭、樹木の植栽や剪定、その他植物の保護管理等に関する基礎知識と技能を学びます。修了前には、訓練の成果として、庭園製作に取り組みます。
校外実習を組み入れ、経験を重ねることで、技能の向上を図っています。さらに、造園作業に必要な機械操作等の資格を取得することで、関連業種でも活躍できる人材を育成します。



指導員から一言

造園は、樹木や草花、石や水など、自然と触れあう、やりがいのある仕事です。私たちは、樹木の剪定技術を中心に、庭づくりに関して、丁寧に指導することを心がけています。みなさんの入校をお待ちしています。

修了生から一言

祖父が植木職人だったので、私も、技術を身につけて社会で活躍したいと思い、造園技術科に入校しました。訓練は、しんどくて、難しいことも多かったですが、先生に教えてもらい、いろんな技術を習得することができました。卒業後は、造園会社に勤めることができました。まだまだ未熟だけど毎日楽しく仕事をしています。造園技術科を選んで良かったと思います。



取得可能な資格

- ・2級造園技能検定(訓練修了後、受検可能)
- ・技能講習(フォークリフト運転、玉掛け、小型移動式クレーン運転)
- ・特別教育(小型車両系建設機械運転、チェーンソー作業
高所作業車運転、フルハーネス型墜落制止用器具使用作業)
- ・安全衛生教育(刈払機作業) など

職 種

・植木職人 ・庭園、植栽設計 ・庭園管理
・外構工事関連 など

主な就職先

依水園、春日大社(萬葉植物園)、庭舎(株)
(株)中造園、奈良県(奈良公園事務所) など



詳しくはこちら！！

[https://www.pref.](https://www.pref.nara.jp/66424.htm)

[nara.jp/66424.htm](https://www.pref.nara.jp/66424.htm)

ワークチャレンジ科

【知的障がいのある方】

『社会で働きたい』気持ちはあるけれど、どんな仕事があるのか、自分にはどんな仕事が合っているのか等いろいろな悩みがあると思います。ワークチャレンジ科では、社会生活のマナー、生活習慣の確立等を主として、個々の能力に合わせて、いろいろな職種の実践的な作業を導入、基礎、応用、職場実習と段階をおって行っています。「社会で働きたい」方の一人一人に寄り添い、障がい特性や適性に合わせ、充実した訓練生活を送り、仕事に就けるようにサポートします。



指導員から一言

「社会で働きたい」との思いを実現させるため、一緒にがんばりましょう！！

修了生から一言

目標は、挨拶をしつかりすること、語尾まで大きな声で話すことでした。私にとっては厳しい目標ではありましたが、意識して繰り返すことで、修了する頃にはきちんと出来るようになっていました。



取得可能な資格

- ・パソコン検定(日本語ワープロ・表計算)
- ・技能講習(フォークリフト運転) ・安全衛生教育(刈払機作業)

職 種

・事務補助 ・清掃 ・介助補助 ・製造 など

主な就職先

(株)王将フードサービス、(株)どうとんぼり神座
なんとチャレンジド(株)、ノボテル奈良、名阪食品(株) など

詳しくはこちら！！

[https://www.pref.](https://www.pref.nara.jp/66425.htm)

[nara.jp/66425.htm](https://www.pref.nara.jp/66425.htm)



訓練時間について



資格習得
「フォークリフト運転」



資格習得
「小型移動式クレーン運転」



家具工芸科 建具製作実習



ワークチャレンジ科
外部講師「清掃訓練」

8:45 点呼

1限目 8:50~9:35

2限目 9:35~10:20

休憩 10:20~10:30

3限目 10:30~11:15

4限目 11:15~12:00

昼食 12:00~13:00

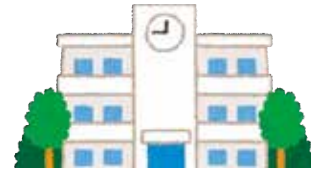
5限目 13:00~13:45

6限目 13:45~14:30

休憩 14:30~14:40

7限目 14:40~15:25

8限目 15:25~16:10



造園技術科
剪定実習



設備・建物管理科
外部講師「給排水管施工訓練」



ITシステム科
プログラミング実習



建築科
外部講師「CAD 製図訓練」

各科では、教室で学科の講義を受けたり、実習室にて実践的な実習を行ったり、知識・技術を習得しています。また、各科にて外部講師を招いて、より専門性の高い知識や技能を学んでいます。

2 必要な費用

受験料、入学金、受講料は「無料」です。

ただし、職業訓練に必要な実費(教科書、教材、職業訓練生総合保険、生徒手帳、作業服、実習用具、資格試験や講習会の手続き費用など)を負担していただきます。入校手続き日に「入校時自己負担金」として所定の金額を一括納付していただき、当校でお預かりのうえ、一括購入・支払いをします。

詳細は P13(ワークチャレンジ科は P15)をご覧ください。



3 職業訓練期間中における援護措置

(1) ハローワーク所長の受講指示を受けて入校された方については、雇用保険の失業給付期間が延長されるなどの援護措置が適用される場合があります。この場合は、必ず応募前に居住地を管轄する[※]ハローワークで職業相談を受けて確認してください。

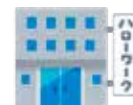


(2) 雇用保険に加入していない場合など、雇用保険を受給されていない方で、一定の要件を満たし、ハローワーク所長の支援指示を受けて公共職業訓練を受講する方については、「求職者支援制度」による「職業訓練受講給付金」が支給される場合があります。

◆詳しくは、居住地を管轄する[※]ハローワークの窓口でお尋ねください。

(3) 新規学卒予定(中学校、高等学校、特別支援学校)の方については、一定の要件を満たすと、「求職者支援制度」による「職業訓練受講給付金」が支給される場合があります。

◆必ず事前に学校を通じて、学校所在地を管轄する[※]ハローワークの窓口でお尋ねください。



(4) 公共交通機関の通学定期が適用されます(一部の交通機関を除く)。



※奈良県内のハローワークについては裏表紙参照

4 就職に向けて

(1) 訓練生は「就職」という目標を目指し、当校全体でおおむね 9 割程度の就職率を達成しています！

(2) 充実した資格試験対策指導を行っています！

職業訓練の期間が 1 年間であることを生かし、各専門分野で重視される資格試験合格を目指して、充実した年間カリキュラムを組んでいます。

(3) ハローワークと密接に連携しています！

(4) 当校の職員が皆さんの就職活動をサポートします！

独自の情報収集により、皆さんの希望・技能・適性などから求人求職のマッチングを行います。休憩時間には、就職支援室で気軽に求人検索ができます。

(5) キャリアコンサルティング(個別懇談)を実施します！

(6) 各種セミナーを開催します！

就職活動支援、起業支援、職場実習スキルアップ、メンタルヘルスなど。

(7) 求人情報の提供、企業事業所見学、職場実習、各種イベントの案内を実施します！



5 応募の流れ

一般の方

- ・就職を希望される方。
- ※ 令和8年3月までに離職予定、または、大学や専門学校等を卒業・退校予定の方なども対象となります。

ハローワークで職業相談

- ・居住地を管轄するハローワークで求職登録し職業相談を受けてください。応募については、ハローワークの指示に従ってください。
- ※ 入校に際しハローワーク所長の推薦または指示が必要です。

施設見学会に参加し、各科の指導員から職業訓練内容について説明を受け、応募を検討してください。

新規学卒予定の方

- ・令和8年3月に中学校、高等学校、または特別支援学校を卒業予定で就職を希望される方。
- ※ 大学や専門学校を卒業予定の方は左の「一般の方」に該当します。

在-schoolで進路指導

- ※ P9「3.職業訓練期間中における援護措置(3)」の要件を満たすかどうかの確認は、進路指導担当の先生経由でハローワークに依頼してください。

知的障がいのある方

「ワークチャレンジ科」
→ P14



入校応募書類の提出

- ・応募書類
「入校願書」
「志望動機等記入票」

- ・提出先
居住地を管轄するハローワーク(郵送や代理人の持参は不可)



- ・応募書類(中学校卒業予定)
「入校願書」
「志望動機等記入票」
「職業相談票[乙]」

- ・応募書類(高等学校卒業予定)
「入校願書」
「志望動機等記入票」
「調査書」(近畿高等学校統一応募用紙その3)

※ 「職業相談票[乙]」の様式は次の URL に掲載しています。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/01.pdf>
(備考) 職業相談票[乙]様式下欄の安定所記載欄、担当者印、安定所の受付番号、受付印は記載不要です。

- ・提出先
当校(郵送や代理人の持参は不可)。

応募書類提出時、それぞれの窓口で「入校願書」の下部を切り離した「入校願書受付票」を受け取ってください。「入校願書受付票」は受験票と引換えの際必要となりますので、大切に保管し入校選考当日に持参してください。

入校選考

※ 入校選考や職業訓練において、障がい等による合理的配慮を必要とされる方は応募前に当校へお申し出ください。

応募要領 「一般の方」および「新規学卒予定の方」(ワークチャレンジ科を除く)
○ITシステム科 ○家具工芸科 ○建築科 ○設備・建物管理科 ○造園技術科

6 施設見学会の開催（ワークチャレンジ科(知的障がいのある方向けのコース)は P14 参照）

当校が実施する職業訓練の内容についてご理解いただくため、施設見学会を開催します。施設見学会では、全体説明の後、応募を検討中の科の見学(2科まで見学可能)を担当指導員が説明を行います。個別に相談や質問をすることも可能です。事前申込不要ですのでお気軽にお越しください。

各開催日の開始時間は、午後 1 時 40 分です。開始時間までに受付を済ませてください。

令和7年10月	29日(水)
11月	12日(水)、26日(水)
12月	10日(水)、24日(水)
令和8年 1月	14日(水)
2月	18日(水)、25日(水)



※ 上記以外、事前に電話で見学可能な日時をお問い合わせの上お越しいただくことも可能です。

※ 必ず、前日に当校 HP で開催状況を確認のうえ、ご来校ください。

7 入校選考の詳細について（ワークチャレンジ科(知的障がいのある方向けのコース)は P14、15 参照）

(1) 入校選考の方法について

一般職業適性検査(筆記)と面接による総合評価で可否を決定します。面接は15分程度で、知識・技能・技術の習得意欲、就労意欲、職業能力開発の必要性などについてお聞きします。なお、応募者数が募集定員より少ない場合でも、総合評価で不合格になることがあります。

(2) 募集期間

計2回の募集を行います。ただし、第1回募集以降、定員の充足状況により、第2回募集を実施しない科もあります。募集科・日程についての最新の情報は、県内ハローワーク窓口や当校ホームページでご確認ください。

第1回募集期間	第2回募集期間
12月2日(火)～1月20日(火)	2月9日(月)～3月6日(金) 募集を実施しない科あり

(3) 入校選考の日時

第1 回入校選考

一般職業適性検査

(注意)応募された科によって
日時が異なります。

◆ITシステム科

◆建築科

◆設備・建物管理科

令和8年1月27日(火)

午前10時00分～12時00分

(受付:9時30分～)

◆家具工芸科

◆造園技術科

令和8年1月27日(火)

午後2時00分～4時00分

(受付:1時30分～)

応募者多数の場合、日時を変更
する場合があります。この場合、
該当する応募者に連絡します。

面接

令和8年2月2日(月)

または、3日(火)

一般職業適性検査当日に、面接
日と時間をお伝えします。
応募者多数の場合、日時を変更
する場合があります。

第2 回入校選考

一般職業適性検査

令和8年3月11日(水)

午前10時00分～12時00分

(受付:9時30分～)

午前に一般職業適性検査、午後
に面接を行いますので各自、昼
食・飲物を持参してください。

面接

同日、

午後1時00分から順次開始

※第1回募集の募集科を受
験され、不合格となった方
が、第2回募集の募集科を
受験される場合は、一般職
場適性検査は免除されま
す。

なお、面接の受付時間は
個別に連絡させていただきます。



(4) 入校選考日の注意事項

- 一般職業適性検査当日の持ち物: **入校願書受付票**(応募書類提出時、受付で手渡された入校願書の下部)、**筆記用具**(シャープペンシル、鉛筆)、**110円分の切手**(合否通知送付用)、**上履き**
- ・各回募集とも入校選考会場は**当校**です(裏表紙の地図をご確認ください)。
 - ・一般職業適性検査の開始時刻に遅刻された方は受験できません。失格となります。
 - ・一般職業適性検査では、携帯電話、電卓、計算機能付き時計の使用を禁止します。
 - ・**自動車、バイクで当校に乗り入れることを禁止します**。公共交通機関を利用してください。当校周辺は、**駐車禁止**です。
 - ・入校選考を辞退される方は、必ず入校選考日の前日までに当校へ電話などで連絡してください。



(5) 合格発表について

第1回入校選考 合格発表日
令和8年2月9日(月)

第2回入校選考 合格発表日
令和8年3月16日(月)

- ・合格発表当日の午後1時(予定)に、当校ホームページに合格者の受験番号を掲載します。(合否については、必ず郵送による合否通知書で確認してください)
- ・合格発表当日、合否通知書を本人宛に郵送します。
(自宅への到着は、郵便事情によりますのでご了承ください。)
- ・新規学卒者の合否は、在学する学校にも通知します。
- ・一般求職者の合否は、管轄のハローワークにも通知します。
- ・電話による合否の問い合わせには、一切応じません。



(6) 入校手続きについて

第1回入校選考 入校手続日
令和8年2月24日(火)

第2回入校選考 入校手続日
令和8年3月24日(火)

- ・入校手続きについての詳細は合格通知書に記載しています。
- ・合格通知書送付時に当校所定の「健康に関する申告書」及び「調査票」の用紙を同封しますので、記入のうえ入校手続日に提出してください。
- ・入校手続日に作業服の採寸を行います(家具工芸科、建築科、設備・建物管理科、造園技術科)。
- ・入校手続日に、職業訓練に必要な実費(P9「2 必要な費用」参照)として、自己負担金を一括納付してください。各科の自己負担金は次のとおりです(資格試験等、自己負担金が追加で必要な場合があります)。

募 集 科	入校時自己負担金	募 集 科	入校時自己負担金
ITシステム科	65,000円	設備・建物管理科	65,000円
家具工芸科	120,000円	造園技術科	80,000円
建築科	100,000円		

8 ワークチャレンジ科 応募要領(知的障がいのある方向けのコース)

(1) 応募要件(下記4項目をすべて満たすこと)

- ・「療育手帳」もしくは「障害者職業センター所長が発行する判定書」を所持している方
- ・中学校を卒業された方、または、令和8年3月までに中学校を卒業予定の方
- ・企業での就労に意欲がある方
- ・応募前に当校で体験訓練を2日以上受講した方

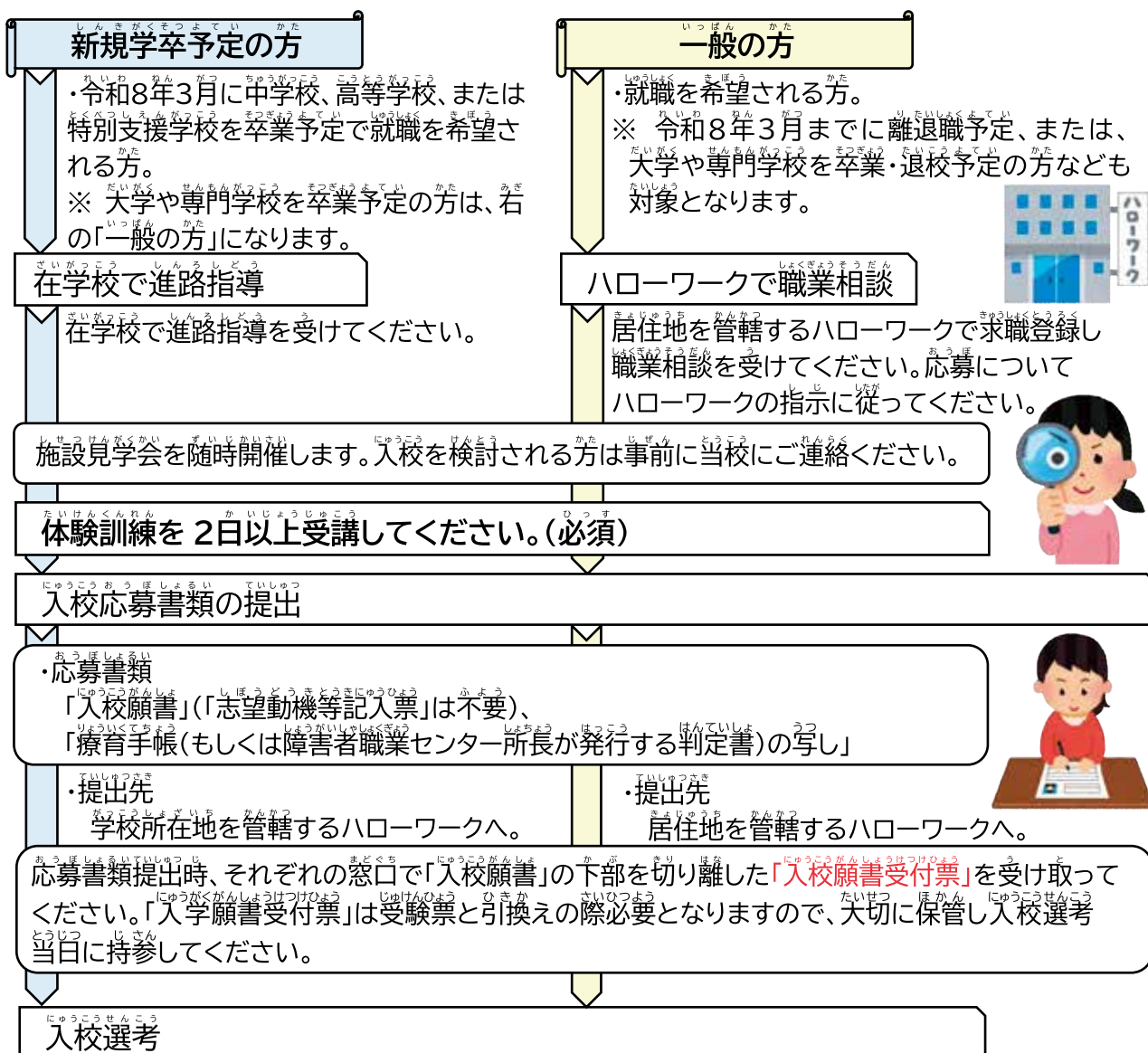
※体験訓練は、入校を希望する方に当校でどのような職業訓練をするのか理解を深めていただくとともに、訓練適応力を見るために実施します。



(2) 入校選考について

体験訓練・作業試験・適性検査、および、面接による総合評価で合否を決定します。なお、応募者数が募集定員より少ない場合でも、総合評価で不合格になることがあります。

(3) 応募の流れ



応募要領 ワークチャレンジ科
(知的障がいのある方向けのコース)

(4) 応募日程および詳細について

計2回募集を行います。ただし、第1回募集以降、定員の充足状況により、第2回募集を行わない場合もあります。募集の有無についての最新の情報は、県内ハローワーク窓口や当校ホームページでご確認ください。

第1回募集

令和7年11月10日(月)まで

10月7日(火)～11月11日(火)

令和7年11月25日(火)
午後1時00分～2時30分
(受付:12時30分～)

令和7年11月26日(水)
面接時間は、前もってお伝えします。

第2回募集

募集を実施しない場合あり

令和8年2月2日(月)まで

12月5日(金)～2月3日(火)

令和8年2月17日(火)
午後1時00分～2時30分
(受付:12時30分～)

上記の作業試験・適性検査の日に面接も行います

体験訓練受講期限

応募書類受付期間

作業試験・適性検査日時

面接日時

◎入校選考日の注意事項など

- ・各回募集とも入校選考会場は当校です(裏表紙の地図をご確認ください)。
- ・入校選考日の持ち物は、入校願書受付票、筆記用具、上履き、**110円分の切手**(合否通知送付用)です。
- ・遅刻・欠席は失格となります。
- ・自動車、バイクで当校に乗り入れることを禁止します。公共交通機関をご利用してください。
- ・入校選考を辞退される方は、必ず入校選考日の前日までに当校へ電話などで連絡してください。



合格発表日

令和7年12月4日(木)

令和8年2月25日(水)

◎合格発表について

- ・合格発表当日の午後1時に、当校ホームページに合格者の受験番号を掲載します。(これは補助的な公表手段です。必ず郵送による合否通知書で確認してください)
- ・合格発表当日、合否通知書を本人宛に郵送(郵便ポストに投函)します。合格発表日に自宅へ届くものではありませんので、ご了承ください。
- ・新規学卒者の合否は、在学する学校にも通知します。
- ・一般求職者の合否は、管轄のハローワークにも通知します。
- ・電話による合否の問い合わせには、一切応じません。



入校手続き日

令和7年12月16日(火)

令和8年3月6日(金)

◎入校手続きについて

- ・入校手続き日に、職業訓練に必要な実費(P9「2 必要な費用」参照)として、自己負担金40,000円を一括納付してください。なお、訓練期間中、他に資格試験・講習会申し込みなどの自己負担費用が追加で必要になる場合があります。
- ・合格通知書送付時に当校所定の「健康に関する申告書」を同封しますので、記入のうえ入校手続き日に提出してください。また、入校手続き日に作業服の採寸を行います。

行事やセミナー

訓練期間: 令和8年4月6日 ~ 令和9年3月24日

1 学期

2 学期

3 学期

令和8年4月6日～

・入校式

[夏季休校日]
7月下旬～8月中旬

・職場実習 ・就職活動

[冬季休校日]
12月下旬～1月初旬

・専門校展 ・修了式

～令和9年3月24日

・キャリアコンサルティング(ジョブ・カードを用いて各科別・訓練生ごとに行う就職面談です。)

・就職活動支援セミナー(就活に必要な知識・スキルを学びます。)

※全員受講のもの(必修)と希望者受講のもの(セレクト)があります。

・起業支援セミナー(起業を考えている人が必要な知識・スキルを学びます。)

・職場実習スキルアップセミナー(職場実習に参加する人向けです。)

・メンタルヘルスセミナー(就業へのモチベーション向上を図ります。)



休校日: 土・日・祝日、創立記念日 他
訓練時間: 8時50分～16時10分



入校式



セミナー



専門校展



修了式

高等技術専門校修了生の活動紹介

緑友会 (造園技術科修了生)

緑を愛し、緑が縁で、気の合った友が集まって平成14年11月に設立(会員数110名)

- | | |
|---|--|
| <p>会の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 造園技術科で習得した技術と知識や経験を生かし、歴史ある奈良を中心に景観の保全に貢献する (Volunteer) ● 会員相互の厚誼を深め、豊かな生活の実現を目指す (Friendship) ● 会員の造園技術の向上、就業機会の増加を図る (Technique) <p>主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 油阪公園等での景観保全活動 ● 天理、西の京で古都法買入地景観形成事業に参加して里地里山づくり ● 剪定技術研修会、刃砥ぎ研修会の開催 <p>主な受賞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成27年11月「第6回あしたのなら」奈良県知事表彰 ● 令和4年5月「第33回みどりの愛護功労者」国土交通大臣表彰 | |
|---|--|

起業ネットワーク (家具工芸科修了生)

奈良県内を中心に起業・独立した方たちのネットワーク

- 主な活動**
- 家具工房作家による家具、小物展示会
 - 技術講習会(家具製作技術向上のための勉強会)



お問い合わせ・ご相談



電話 0745-44-0565



奈良県立高等技術専門学校

〒636-0212 奈良県磯城郡三宅町石見 440

FAX: 0745-44-1057

URL: <https://www.pref.nara.jp/1755.htm>



募集案内 HP

アクセスマップ



機 関 名	電 話	管 轄 区 域
奈良県人材・雇用政策課	0742-27-8834	
ハローワーク奈良	0742-36-1601	奈良市・天理市・生駒市・山辺郡
ハローワーク大和高田	0745-52-5801	大和高田市・橿原市・御所市・香芝市・葛城市・高市郡・北葛城郡
ハローワーク桜井	0744-45-0112	桜井市・宇陀市・磯城郡・宇陀郡・吉野郡のうち東吉野村
ハローワーク下市	0747-52-3867	五條市・吉野郡（東吉野村を除く）
ハローワーク大和郡山	0743-52-4355	大和郡山市・生駒郡